



2022年2月14日

各 位

所在地 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
 会社名 フジ住宅株式会社
 代表者名 代表取締役社長 宮脇宣綱
 (コード番号 8860 東証第一部)
 問合せ先 執行役員IR室長 野口恭久
 (TEL 072-437-9010)

**役員及び従業員に対する株式交付信託制度の継続並びに
 追加拠出に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月期より導入しております役員向け株式交付信託制度（以下、本役員向け制度といたします。）及び従業員向け株式交付信託制度（以下、本従業員向け制度といい、本役員制度と併せて「本制度」と総称し、本制度のため設定済みである信託を「本信託」といたします。）の継続及びこれに伴い第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といたします。）を行うことについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2020年5月8日公表の「従業員及び役員に対する新しいインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」及び2021年5月11日公表の「役員及び従業員に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、当社の取締役、監査役（社外取締役、社外監査役を除きます。）及び当社グループ会社の取締役（以下、併せて「取締役等」といたします。）並びに当社及び当社グループ会社の従業員（以下、併せて「従業員等」といたします。）を対象に、当社の業績及び株価と取締役等の報酬及び従業員等の処遇との連動性を高め、中長期的な視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。当社は、本制度を2023年3月期以降も継続することを決定いたしました。
- (2) 本制度は、当社が定める株式交付規程に従って、毎期の業績達成度等に応じた当社株式を、本信託を通じて毎年交付する制度です。

2. 本制度の継続の概要について

本制度の当初対象期間（2020年3月末日で終了する年度から2022年3月末日で終了する年度までの3事業年度）が満了するため、本制度にかかる制度対象期間を、2023年3月末日で終了する年度から2025年3月末日で終了する年度までの3事業年度延長するとともに、株式の取得資金等を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたします。

本制度継続後の信託契約の概要

名 称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
① 委 託 者	当 社	
② 受 託 者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。	

名 称	役員向け株式交付信託	従業員向け株式交付信託
③ 受 益 者	対象取締役等のうち、受益者要件を満たす者	対象従業員等のうち、受益者要件を満たす者
④ 信 託 管 理 人	当社と利害関係のない第三者	当社内の従業員より選定
⑤ 信託契約締結日	2020年8月17日	2020年5月11日
⑥ 信 託 の 期 間	信託が終了するまで	
⑦ 追 加 信 託 日	2022年3月3日	
⑧ 追 加 信 託 金	64,911,000 円	263,059,000 円
⑨ 株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得	

3. 本自己株式処分について

(1) 処分の概要

① 処 分 期 日	2022年3月3日
② 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 510,000 株 (うち役員向け株式交付信託 98,000 株、従業員向け株式交付信託 412,000 株)
③ 処 分 価 額	1株につき 672 円
④ 処 分 総 額	342,720,000 円
⑤ 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)
⑥ そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、本役員向け制度及び本従業員向け制度を継続するにあたり、役員向け株式交付規程及び従業員向け株式交付規程に基づく付与株式数と、見込まれる受給予定者数に基づき算定した交付予定株式総数を取得するため、金銭を追加信託することといたしました。

また、当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、その自己株式を有効活用するため、本役員向け信託及び本従業員向け信託への割当を行うことといたしました。

処分数量につきましては、役員向け株式交付規程及び従業員向け株式交付規程に基づく付与株式数と、見込まれる受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、2021年9月30日現在の発行済株式総数に対し 1.38% (少数第3位を四捨五入。2021年9月30日現在の総議決権総数 362,078 個に対する割合 1.41%) となります。加えて、本制度の導入により、取締役等及び従業員等は、株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲や経営参画意識を高める効果が期待できます。以上のことから、希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

(3) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日 (以下、「本取締役会決議日」といいます。) の直前営業日である 2022年2月10日の東京証券取引所における当社株式の終値である 672 円といたしました。

当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日 (2022年2月10日) の直近1カ月間 (2022年1月11日～2022年2月10日) の終値平均である 663 円 (円未満切捨て) からの乖離率は 1.32%、直近3カ月間 (2021年11月11日～2022年2月10日) の終値平均である 670 円 (円未満切捨て) からの乖離率は 0.28%、直近6カ月間 (2021年8月11日～2022年2月10日) の終値平均である 683 円 (円未満切捨て) からの乖離率は△1.68%となっております。(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとは
いえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査役全員（3名にて構成。うち2名が社外監査役）
が、割当先に特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

（4）企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではな
いことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意
見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上